



# 山形県公報

平成26年4月1日(火)

号 外 (15)

## 目 次

### 企業局関係 規 程

- 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 2
- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程…………… 同

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第4号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

#### 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「副主任」を「主任技師」に改め、同条第3項の表中

副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	を
主任技師	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする技術に従事する。	に改める。

第19条第2項中「副主任」を「主任主査、主任技師、副主任」に、「主任技能員」を「技能長、主任技能員」に改める。

第20条の表中

業務名を冠する主査	担当事務について所長又は課長を補佐し、及び担当事務を処理する。	を
業務名を冠する主査	担当事務について所長又は課長を補佐し、及び担当事務を処理する。	に改める。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	
技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。	

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県企業管理規程第5号**

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

**山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程**

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1財務の項第6項中「認定」を「認定及び支給」に改め、同表財務の項第12項第3号中「退職手当」を「退職手当及び児童手当」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県企業管理規程第6号**

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

**山形県企業局就業規程の一部を改正する規程**

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間の開始及び終了の時刻については、所属長が別に定めることができる。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。